

令和8年度 タクシー運賃助成事業申込について

問合せ先：都市整備課

対象者	市内在住の【75歳以上の方】(令和8年度中に75歳になる方も含みます。) 市内在住の18歳以上74歳以下で【運転免許証を持っていない方】 ※18歳以上(高校生を除く)の方で大型自動二輪車・普通自動二輪車(400cc以下)・原動機付自転車(50cc以下)のみの免許証保有の方は、助成券の対象となります。
助成内容	【1枚500円】のタクシー運賃助成券を交付 ■令和8年度は80枚※を交付します。※昨年度から20枚拡充されました。 ■使用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
申請期間	令和8年2月1日から令和9年1月31日まで

申請方法 A・Bいずれかの方法で申し込みください **おすすめ!**

A 申請書による申し込み

- ①申請書に必要事項を記入
- ②身分証明書のコピーを申請書に添付
- ③お近くの市役所に提出、または郵送

B スマートフォンによる申し込み

- ①スマートフォンでQRコードを読み込む
- ②必要事項を入力
- ③身分証明書の写真を撮影して添付



2週間程でお手元に助成券が届きます



助成券の使い方

直接タクシー事業者へ電話

※下記の2社以外利用できません。

- 内田タクシー ☎0296-55-0122
- 岡田ハイヤー ☎0296-75-2009



▲令和8年度助成券

目的地に着いたら、
料金500円毎に助成券が1枚利用可能

※1回の乗車で使えるのは10枚までです。
※使用した助成券に署名していただきます。

※お釣りは出ません。

昨年度からの変更点



注意点

- 申請された本人以外の使用はできないため、利用時に本人確認が求められる場合があります。
- 助成券を紛失した場合、再発行はできませんので、ご注意ください。
- 令和7年度の助成券(水色)は、令和8年3月31日で利用できなくなります。

様式第1号(第3条関係)

令和 年 月 日

令和8年度 桜川市タクシー運賃助成券申請書

住所	桜川市		
(フリガナ)氏名	フリガナ	性別(任意)	
	氏名		
生年月日	年	月	日
電話番号			
自動車運転免許証	有り	無し	バイク等のみ
※運転免許証/運転経歴証明書/マイナンバーカード(表面)/旅券/介護保険証/生活保護受給者証等のいずれかの写しを貼ってください。			

○申込書に記載された個人情報は申し込み手続きに必要な内容を確認する場合のほか、紛失された助成券が発見された時等に、ご連絡する際に使用します。

○運転免許証の有無については関係機関に照会又は調査を行う場合があります。

※「性別」欄の記載は任意です。未記載とすることも可能です。

※18歳以上(高校生を除く)の方で大型自動二輪車・普通自動二輪車(400cc以下)・原動機付自転車(50cc以下)のみの免許証保有の方は、助成券の対象となります。

(受付印)

【問合せ・郵送先】

桜川市役所都市整備課

〒309-1293 桜川市羽田1023番地

TEL: 0296-58-5111・0296-75-3111

FAX: 0296-58-7456